

**「広島県子供の読書活動推進計画(第五次)」(素案)に係る
県民意見募集の結果について**

1 実施期間と結果

期 間	令和6年12月13日（金）から令和7年1月14日（火）
意 見 数	11人32件

2 寄せられた意見の内容と意見に対する県の考え方

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
1	5ページに学校図書館と公共図書館の連携について書かれているが、公共図書館だけでなく、博物館や公民館などの社会教育施設とも積極的に連携すべきである。子供時代にそういった施設とどれだけかかわりがあったかで、社会人以降も文化的な生活を送れるかどうかに差が出てくるからだ。学校図書館に施設のパンフレットを置く、一緒に講演会や展示を行うなどして、子供のうちに社会教育施設に親しめるように働きかけるべきだと考える。	県立歴史博物館や県立歴史民俗資料館の企画展や、公民館の企画イベントなどの情報を、学校に積極的に発信するとともに、社会教育施設が学校と連携して、児童生徒向けにその内容を分かりやすく伝える取組などを実施するよう、働きかけてまいります。
2	図書の購入で、バリアフリー図書の導入を進めているのがよい。様々なタイプのバリアフリー図書の導入や相互貸借で、必要とする人に資料や情報を渡せるようにするべきであり、また、障害そのものに対する理解を深める本も増やすべきだ。更に、全ての図書館でバリアフリー図書の導入・提供ができるとよいと考える。	頂いた御意見は、図書の購入に関する今後の取組の参考とさせていただきます。
3	子供が読書に親しむために、図書館に行く機会を増やす目的のイベントを行うとよいと思う。本を読まなくても、勉強したり図書館の館内を見学したりして、まずは図書館に来る習慣をつけさせるべきだと考える。現在も行っていると思うが、子供司書の養成講座は引き続き続けてほしい。	子供たちが読書に親しむことができるよう、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、現在認証している子ども司書は2,688人となっており、本県の子供たちの読書活動の活性化に寄与していると考えており、引き続き育成に努めてまいります。
4	職員や現場の仕事・作業が増えないように考えてほしい。また、現場や利用者の意見も聞いて取り入れてほしい。	頂いた御意見を参考にし、児童生徒にとって様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館運営が組織的に行われるよう、学校及び市町教育委員会等と連携してまいります。

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
5	小学校・公民館・中学校など、分散されている「貸本」を大規模に集約しては如何か。人・物・本を集約することでコストマネジメントも出来て、利用者へのサービス向上につながると考える。	各学校の学校図書館、公民館の図書スペース等は、それぞれの目的に応じて設置されており、それらを集約することは、各利用者の利便性の観点からサービスの低下につながる恐れがあるので、慎重に検討する必要があると考えています。
6	著作権の問題があるかもしれないが、読み方が上手な人に依頼して、絵本を読んでいる動画をオンラインで自由に見てもらえるようにしてはどうか。	絵本の読み聞かせ等に関する動画配信については、著作権法上、原則として、著作者の許諾が必要となることから、慎重に判断すべきことと考えております。
7	「本」の定義や「読書」の意義が更新されていく中、時代の変化と変化を経てもなお大事にしたいことを丁寧に議論された足跡を感じる。とりわけ読書活動推進については、コロナ禍や生活様式の変化、スマホやゲーム利用の拡大とは無関係ではなく、なかなか成果の出にくい取組だと思う。県立図書館の奮闘、学校司書配置拡大、電子書籍の利用促進など、この5年間の各機関のがんばりもしっかり次につないでくれている。読書活動は、決して園所・学校だけががんばることではなく、世の中全体でその意義を考えるべきことだろう。幅広い機関が協力して行うよう書かれた素案に賛成する。	本県の読書活動推進の取組に対して評価を頂きありがとうございます。 県立図書館では、「ひろしま子どもサイエンスライブラリー」の開設や「青少年のための電子図書館 With Books ひろしま」、県立学校への図書定期便、不登校SSR推進校への図書定期便、園所への絵本の配達便等を行っています。 引き続き、関係機関が連携し、子供の読書活動の推進に取り組んでまいります。
8	子供たちが、本好きになり、自分から本を選んで、読むようになることや、自分で、目的に応じて、本を選択して進んで読めるようになることを願って、地域の女性会の私たちが、地域の小学校へ月1回位、学校の図書室の本や公立図書館の本を活用して、発達段階に合わせて本を選択し、学年ごとに分かれて、読み聞かせをしている。	地域の読書活動推進に取り組んでいただき、ありがとうございます。学校に地域の教育力を頂くことは、大変重要であると考えております。引き続き、子供の読書活動の推進に向け、御協力をお願いいたします。
9	放課後子供教室において、子供教室の本や公立図書館の本を活用して、興味関心をひくよう工夫しながら、指導員がほとんど毎日、本や紙芝居の読み聞かせをしている。	地域の読書活動推進に取り組んでいただき、ありがとうございます。毎日の読み聞かせは、子供の読書活動の推進に有効であると考えております。引き続き、御協力をお願いいたします。
10	手近なところで本を気軽に手にするような環境の整備が必要ではないか。	P6にありますように、例えば、電子書籍の充実を図ることにより、時間や場所を問わず、気軽に読書をすることができるよう、取組を進めてまいります。

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
11	どのような本が、興味がもたれるのか、何を読むべきなのか、与える側の取捨選択が必要ではないか。	P17にありますように、公立図書館は、児童生徒の興味・関心の高い本や、自らの生き方や社会問題等について考えを深めるきっかけとなる本を学校に提供してまいります。また学校には、図書購入リクエスト等、児童生徒からの意見聴取の機会の確保について働きかけてまいります。
12	スマホがこんなに幅を利かせている現状では、本を紙で提供することばかりに拘っていると改善はできないと考える。	P6にありますように、電子書籍の充実を図ることにより、時間や場所を問わず、気軽に読書を行うことができるよう、取組を進めてまいります。
13	学校図書館の充実を図るための予算を整備すること、データベースの整備をすることなどが重要ではないか。	学校図書館の充実に向け、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
14	2014年10月22日の読売新聞の1面に教育先進国といわれるスウェーデンの教育事情が記載されていた。「端末重視で学力低下」の見出しの記事であったが、驚くと同時に納得もした。電子的なものを完全に否定するわけではないが、特に子供の読書という観点で考えると、電子書籍の充実は慎重に考えるべきではないだろうか。	P6にありますように、電子書籍による読書については、子供の発達段階を考慮して推進してまいります。
15	学校司書の配置状況について「小学校が21.2%から87.1%～」とありますが、司書1名あたりの担当学校数について触れられていない。 他府県と比較し、配置された司書教諭が学校図書館運営を適正に行える状況であるのか疑問がある。比較対象が近年の広島県と比較しており、比較対象は全国平均、中国地方との比較などにすべきと考える。	学校司書につきましては、まずは各校種において配置の拡充を目指しており、「学校司書を配置している学校の増加」を指標としております。
16	<目指す子供の姿>にある3項目について考えた時に、「読書」の定義について考え直す必要があると考える。現状では漫画いわゆる「コミック」は読書にあたらないと考えていると思うが、諸外国では漫画を読む事も立派な読書としてとらえられている。	「読書」の定義につきましては、「学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会）において、読んだ本の冊数に、教科書、学習参考書、漫画、雑誌や付録は含まれないこととされており、本県においてもこれに準じて整理しております。
17	全校一斉読書活動（朝読）について、P4にあるように実施率は小中で80%を超えている。またP5、P11ではこの活動の継続が盛り込まれている。しかしながら、この数値についても具体的な条件なく調査されているのではないかと。全校一斉読書は不読率の減少や、速読力、更には読解力の向上といった学力の基礎につながる大切な取組である。週何回以上、何分以上といった具体的な目安となる条件設定を御検討いただきたい。	全校一斉読書活動については、県として一律に具体的な回数等の目安は示さず、各学校が児童生徒の実態に応じて取り組むものと考えております。

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
18	学校司書について、P3で配置率が上がったと書かれている。配置率の上昇はまず第一歩と言えるが、実際にはパートタイムや兼務の場合がほとんどである。配置率だけでなく、在室時間が開校時間の何パーセントであるかといった、より正確な状況把握が必要だと考える。5校以上を兼務、月に2回しかいないといった状況でも配置したと言えるのか。人的環境整備は、この計画を進めるにあたって、全体を通して核となる重要な要素である。今一度ご検討いただきたい。また配置されていても、学校司書の交流や研修の場がない、あるいは極端に少ない状況である。P7にあるスキルアップ研修、P13の具体的な取組に学校司書も参加できるよう御検討いただきたい。	頂いた御意見を参考にし、児童生徒にとって様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館運営がされるよう、必要な人的配備及び専門性を高める人材育成について、学校及び市町教育委員会等と連携してまいります。
19	学校図書館が登校から下校までの時間、いつでも利用できるスペースとなっているのか把握が必要ではないか。学校図書館ガイドラインでも、学校図書館の機能に居場所としての役割が上がっている。開館状況の詳しい調査を御検討いただきたい。	学校図書館の運営に係っては、各学校が判断するものと考えており、必要に応じて状況把握を行ってまいります。
20	計画的な利用のさらなる促進のためにも、計画の作成だけでなく実際の利用状況や好事例の紹介についても御検討いただきたい。	P20の学校図書館の見学会や、司書教諭等研修において、実際の利用状況や好事例の紹介をしてまいります。
21	昨今、家庭での読書活動推進が強化されていることにより、保護者が義務感で取り組むこともあり、本来の楽しさを見いだせなかったり、精神的な負担を感じていたりする場合もある。子供と共に楽しむ場と、子供と離れ大人だけでも楽しめることを体験できる場も提供してほしい。	県立図書館では、サイエンスライブラリー（自然科学分野等リアル系の図書の魅力的な配架等を行っているコーナー）を開設し、子供と共に楽しむ場を提供しています。 また、公立図書館では、おはなし会や一般の方を対象とした各種のイベントなどが開催されています。こうした情報を、積極的に発信してまいります。
22	研修において、蔵書構成の再構築について、地域性や学校の特徴を反映させた具体的モデルを複数提示して欲しい。	頂いた御意見を参考にし、司書教諭等研修や教育センターの研修講座の内容を充実させてまいります。
23	団体貸出の仕組みを整理し教員個人ではなく学校単位で申請をする、貸返をお互いの業務時間内に確保するなどの改善に取り組んでほしい。	頂いた御意見を参考にし、児童生徒の読書活動の推進に向けて、団体貸出が組織的に行われるよう、学校及び市町教育委員会等と連携してまいります。

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
24	司書教諭と学校司書の業務範囲の確認と、それぞれの作業時間の確保を徹底してほしい。	頂いた御意見を参考にし、児童生徒の様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館運営が組織的に行われるよう、学校及び市町教育委員会等と連携してまいります。
25	読み聞かせの実例や選書に加えて、学校現場ならではの配慮、成長期にある児童生徒の特徴、支援の必要な児童生徒の一般的特徴、個人情報の取り扱い、著作権などについても、研修してほしい。	頂いた御意見を参考にし、司書教諭等研修や教育センターの研修講座の内容を充実させてまいります。
26	書店の減少が止まらない中、本との出会いの場として、図書館の本棚・学校の本棚・子供支援施設等の本棚の量の充実と、誰も手に取らない古本や時代に合わない本などを新しいものへと、本棚の質の見直しを進めてほしい。	P22 にありますように、適切な廃棄・更新が行われるよう、引き続き、司書教諭等研修や教育センターの研修講座において、受講者等に働きかけてまいります。
27	本の魅力を伝え、プレゼンテーション力を高める「ビブリオバトル」が、もっと広がっていく取組（しかけ）を進めてほしい。	P11 にありますように、ビブリオバトルをはじめとする児童生徒の発達段階や実態に応じた本に親しませる取組の効果等について、各種研修等を通じて情報発信してまいります。
28	同一市町内の公立図書館と小中学校の学校図書館の運営を一本化している市がある。参考にしているかどうか。	各市町における公立図書館の運営体制や学校図書館とのネットワークに関する状況は様々であり、運営の一本化については、そうした実態を踏まえて、各市町において適切に検討されるべきものと考えております。
29	学校図書館の資料の充実を図るために、基本図書リストなどの情報提供を県立図書館が行ってはどうか。	県立図書館では、対象年齢別のお薦め本の情報や資料展示のテーマに沿った図書リストを学校に提供するとともにホームページで公開しています。頂いた御意見を参考に今後も学校図書館の参考となる情報を発信してまいります。
30	学校図書館担当者が児童図書の専門知識を持つための研修を実施してはどうか。	頂いた御意見を参考にし、司書教諭等研修や教育センターの研修講座の内容を充実させてまいります。
31	ボランティアに児童図書（絵本だけでなく）に関する研修を実施してはどうか。	県立図書館では、おはなし会ボランティア研修として、読み聞かせに関する研修を行っています。学校や公立図書館における読み聞かせ等のボランティア活動の促進に向け、頂いた御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	寄せられた意見の内容	意見に対する県の考え方
32	学校司書は、司書資格を持ち、児童図書に関して専門知識を持っている人物を配置することが必要である。また、学校間格差（蔵書・人材など）をなくすことが必要である。	頂いた御意見を参考にし、児童生徒の様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館運営が組織的に行われるよう、学校及び市町教育委員会等と連携してまいります。